

# つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例 施行規程

平成23年12月2日病院事業管理規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院事業使用料及び手数料等条例（平成24年条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用料及び手数料)

第2条 条例別表中の病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める使用料及び手数料の額は、つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例（平成22年つがる西北五広域連合条例第4号）第1条第2項に規定する病院及び診療所に係るものは別表第1のとおりとし、つがる総合病院のみに係るものは別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成26年第7号・令和3年21号〕

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日病院事業管理規程第32号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日病院事業管理規程第7号）

この規程中第1条の規定は平成26年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日病院事業管理規程第26号）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日病院事業管理規程第35号）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前の分娩に係る産科医療補償制度登録料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月24日病院事業管理規程第37号）

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日病院事業管理規程第18号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日病院事業管理規程第10号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日病院事業管理規程第21号）

(施行期日)

1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前の分娩に係る産科医療保障制度掛金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

種別	区分	金額				
		つがる 総合 病院	かなぎ 病院	鱒ヶ沢 病院	つがる 市民 診療所	鶴田 診療所
付添人寝具	1日につき		170円	170円		
入院室差額 (1日につき)	特等室	15,000円	4,000円	5,000円		
	1等室A	6,000円				
	1等室B	5,000円	2,000円	1,500円		
	1等室C	2,400円				
	2等室	1,200円	1,000円			
療養病棟	特等室		2,000円			
	2人室		1,000円			
死体処置	1体につき					5,000円
病衣代	1日につき	70円	70円	70円		
診断書・検案書	普通のもの					3,000円
	複雑なもの					5,000円
	自動車損害賠償責任保険診断書					5,000円
	死亡診断書					3,000円
	死体検案書					5,000円
	特殊なもの					10,000円
	証明書	普通のもの				
複雑なもの						5,000円
診療報酬明細書						5,000円
医療費支払済額証明						1,000円
特殊なもの						10,000円
分娩費出産手当金証明書					2,000円	
診察券の再交付					91円	
面談					3,000円	
介護保険主治 医意見書・障 害者自立支援 医師意見書作 成	新規・在宅					5,000円
	新規・施設					4,000円
	継続・在宅					4,000円
	継続・施設					3,000円

一部改正〔平成24年第32号・26年第7号・26年第26号・令和元年第10号〕

別表第2（第2条関係）

種別	区分		金額	備考
分娩料	単胎	診療時間内	120,000円	多胎の場合は、第2子以降1子につき単胎の金額に5割を加算した金額とする。
		診療時間外	140,000円	
		深夜・休日	160,000円	
帝王時分娩介助料	単胎		120,000円	
産科医療保障制度掛金	1子につき		12,000円	
妊婦診察料	1回につき		5,040円	
母乳・育児相談料	1回につき		1,000円	つがる総合病院で出産した者は、1子ごとに、初回に限り無料とする。
リンパ浮腫治療費用	上肢	片側	3,510円	
		両側	4,825円	
	下肢	片側	3,510円	
		両側	4,825円	
	上下肢	片側	4,825円	
		両側	6,149円	
	頭頸部		3,510円	
乳房		3,510円		
駐車料	1台につき		30分まで無料	管理者が指定する駐車場の利用（外来に係る診療、健康診断等を受ける際の利用又は公用若しくは緊急の場合の利用のうち、管理者の定める手続を執った場合の利用を除く。）
			30分を超え超過時間30分ごとに91円	

備考

分娩料の項に規定する診療時間内、診療時間外及び深夜、休日の用語の意義については、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 診療時間内 休日以外の日（日曜日、土曜日、国民の祝日）の午前8時30分から午後5時までの時間をいう。
- (2) 診療時間外 診療時間内、深夜及び休日以外の時間をいう。
- (3) 深夜 午後10時から午前6時までの時間をいう。
- (4) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいう。

一部改正〔平成26年第7号・26年第35号・26年第37号・27年第18号・令和元年第10号・3年第21号〕